

令和4年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源に係る認定業務及び非化石証書の利用価値向上に係る調査事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和4年3月2日
経済産業省
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

経済産業省では、令和4年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源に係る認定業務及び非化石証書の利用価値向上に係る調査事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめにおいて定められた方針に基づき、非化石価値取引市場が、2018年5月よりFIT電源分の非化石証書（以下「FIT非化石証書」という）を対象として創設された。その後、2018年度及び2019年度の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において、FIT電源以外の非化石電源（以下「非FIT非化石電源」といい、FIT制度に基づく固定価格買取期間が終了した電源を含む）に係る非化石証書（以下「非FIT非化石証書」という）に関する制度設計について議論が行われ、2020年度より全ての非化石電源を対象に非化石証書が発行されることとなり、2020年11月以降、非化石価値取引市場において非FIT非化石証書も取引の対象とされた。2021年11月より非化石価値取引市場は、需要家が直接購入可能な再エネ価値取引市場と小売電気事業者がエネルギー供給構造高度化法の達成に向けた高度化法義務達成市場に二分された。

本作業部会においては、非F I T非化石証書の信頼性を担保するため、国は、高度化法の執行業務の一環で、非F I T非化石電源の認定、及び当該電源から発電される電力量の認定（以下、「認定業務」という）を行い、認定業務の実務については、第三者の事業者を選定の上、国から業務委託することとされた。これを踏まえ、本事業においては、国内における非F I T非化石電源に係る情報を集計し管理する新たな情報基盤管理手法を構築するとともに、当該非化石電源が発電した電力量の認定に当たり一般送配電事業者等の関係者と調整を行う。

また、昨今の事業者ニーズを踏まえ、新エネルギー等の導入促進のための基礎調査事業の一環で非化石証書に対応する電源種や発電所所在地等の属性情報の管理・追跡（以下「トラッキング」）のための情報基盤や仕組み（以下「トラッキングスキーム」）について検討を進めており、2019年度より、トラッキングされた属性情報を付与した非化石証書（以下「トラッキング付非化石証書」）の取引を試行的に実施した。当該トラッキング付非化石証書については、2018年12月、国際的な環境団体等が推奨する再エネ調達手法の1つとして認められたことを受け、2019年度における非化石証書の取引量は10倍以上に増加した。2020年度においては、高度化法に基づき毎年の中間目標値が設定されていることも起因し、継続して取引量が増加しているとともに、2021年度においては、F I T非化石証書のトラッキング全量化及び需要家の市場参加により継続して需要が高まっている。需要家を中心に事業者からの要望を踏まえ、2022年度においても当該調査事業を継続するとともに、トラッキング事業においては今後の利便性向上に向けて他機関への移管を行う。

これらの非F I T非化石電源に係る認定業務及び、非F I T及びF I T非化石証書のトラッキングに係る調査事業は相互に密接に関係するものであるため、これらを一体的に実施することを通じて、非化石エネルギー源の利用促進に必要な政策課題を整理・検討する。

(2) 事業の具体的内容

① 非F I T非化石電源の認定等

- ・ 国内における非F I T非化石電源に係る情報（発電設備名、所在地、設備容量、電源種等）の集計及び国が保有するデータとの照合確認等
- ・ 集計した非F I T非化石電源に係る情報を管理するための情報基盤管理手法の構築、非F I T非化石電源の休廃止に係る情報の削除等
- ・ 非F I T非化石電源の集計や情報基盤管理手法等の構築に当たって生じた課題の整理・検討及び関係者との調整等
- ・ 非F I T非化石電源の認定に係るルール作りに関する助言、検討、関係者との調整等

② 非F I T非化石電源から発電される電力量の認定等

- ・ 一般送配電事業者が託送供給等業務の一環で把握している月毎の電力量データの集計
- ・ 上記集計方法では得られない場合等、発電事業者等から通知された月毎の電力量の集計等（バイオマスの混焼比率の情報等を含む）
- ・ 上記データの不整合点が生じた場合の原因究明と関係者との調整等
- ・ 上記方法で管理・集計されたデータの非化石価値取引システム（卸電力取引所内のシステムで、小売電気事業者が非化石証書を取引・管理するためのシステムをいう。）への移転とデータ移転方法に関する検討等、及び卸電力取引所等関係者との調整
- ・ 非F I T非化石電源から発電される電力量の認定に係るルール作りに関する助言、検討、関係者との調整等
- ③ 認定業務に関する制度の周知活動等
 - ・ 非F I T非化石電源に係る認定業務に関する制度の周知活動（ウェブサイトを活用した広告宣伝、関係事業者へのガイダンス実施等、関係諸機関との連携等）
 - ・ 非F I T非化石電源に係る認定業務に関する問い合わせ専用窓口の設置及び、電話・電子メールによる事業者等からの問い合わせ対応
 - ・ 事業者からの問い合わせ内容の精査、及び資源エネルギー庁への定期報告等
- ④ 非F I T非化石証書に係るトラッキングの試行
 - ・ 2021年度の非F I T非化石電源から発電される電力の認定量に基づき、非F I T非化石証書に対応する属性情報のトラッキングを試行
 - ・ 市場取引される非化石証書のトラッキングは1回実施（ウェブサイトにて試行の結果を公表）
 - ・ 相対取引される非化石証書のトラッキング実施
 - ・ ホームページ等を活用した実施に関する周知活動、参加希望者の募集、参加者に対する制度ルールや管理手法の利用方法等のガイダンス実施、関係諸機関との連携（J E P X等）等の実施
- ⑤ F I T非化石証書に係るトラッキングの試行
 - ・ 2019年度の調査事業にて構築された管理手法を踏まえて、F I T非化石証書に対応する属性情報のトラッキングを試行
 - ・ トラッキングは1回実施（ウェブサイトにて試行の結果を公表）
 - ・ ホームページ等を活用した実施に関する周知活動、参加希望者の募集、参加者に対する制度ルールや管理手法の利用方法等のガイダンス実施、関係諸機関との連携（J E P X、G I O等）等の実施
- ⑥ 非F I T及びF I T非化石証書に対応する属性情報のトラッキングスキームに関する事業者ニーズの調査・分析、及び課題整理と解決策の検討等
 - ・ 現行の属性情報のトラッキングスキームに対する事業者によるフィードバック等の収集を目的としたヒアリング
 - ・ 調査対象者は発電事業者、小売事業者、需要家、関係諸団体（環境団体等）

等を想定

- ・ 上記事業者ニーズの調査・分析を踏まえたトラッキングスキームの課題の整理と解決策の検討、及び関係者との調整、資源エネルギー庁への報告等（検討の際には、海外の先進事例等も参考とし、利用可能な既存システムが存在する場合等は再委託や既存システム活用の検討も可能とする）
- ・ 非F I T及びF I T非化石証書に係るトラッキング全般の問い合わせ専用窓口の設置及び、電話・電子メールによる事業者等からの問い合わせ対応
- ・ 事業者からの問い合わせ内容の精査、及び資源エネルギー庁への定期報告等
- ⑦ その他非化石電源の利用促進に係る施策の検討
 - ・ トラッキング対象を拡大した場合や、他機関への移管に向けたスキーム案の検討等
 - ・ 非化石証書の電源証明型への移行に向けた検討等
- ⑧ 報告書の作成
 - ・ 非F I T非化石電源に係る認定業務の概要
 - ・ 非F I T非化石電源に係る認定業務を行う上で生じた課題の整理
 - ・ 非化石証書トラッキングスキームに関する事業者ニーズ
 - ・ トラッキングの試行におけるトラッキングスキームの利用状況
 - ・ トラッキングの試行前後での非化石価値取引市場利用状況の変化
 - ・ トラッキングの試行の学びとしての制度課題のまとめ、改善策についての提言
 - ・ その他、非化石価値取引市場の利用価値を高めるための施策の提言

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和5年3月28日まで（予定）

(4) 事業実施条件

以下のすべてを満たすこと。

- ・ 非化石証書制度に加え、証書の取引を行う高度化法義務達成市場や再エネ価値取引市場及びトラッキング制度を詳細に理解しており、その知見を基に、トラッキング制度の課題のまとめや改善策についての提言や化石価値取引市場の利用価値を高めるための適切な施策の提言ができること
- ・ 本事業を実施するための必要な要員及び必要に応じ協力企業（再委託先、外注先等）を確保できること

2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和4年3月16日（水）17時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられ

た質問及び回答を共有するので、5. に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和4年3月16日（水）17時00分までに登録してください。

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。
 - ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内

容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
肥沼、梨本、渡邊宛て

TEL 03-3501-1749

FAX 03-3580-8591

E-mail koinuma-toshiyuki@meti.go.jp
nashimoto-shino@meti.go.jp
watanabe-takanori@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和4年3月22日（火）17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別 添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____

連絡先

TEL :

FAX :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

(別添2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※5)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先(※4)	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

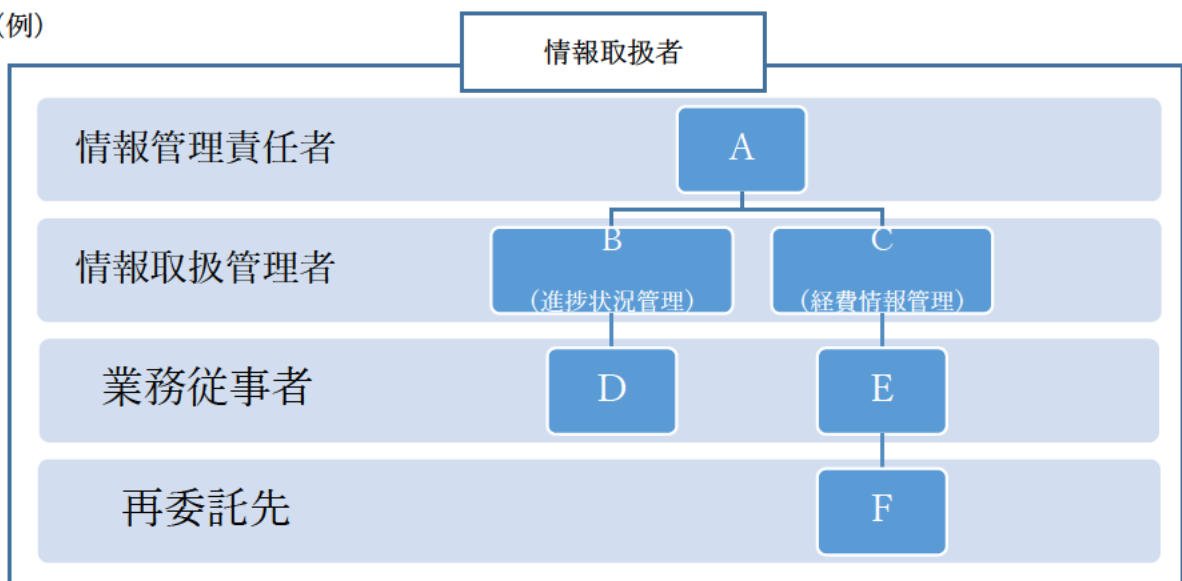
(※4) 再委託先については、情報管理責任者を記載すること。

(※5) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※6) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。